

広 陵 町
いじめ防止基本方針

平成30年1月

広 陵 町

目 次

はじめに	1
第1部 いじめの防止等のための基本的な事項	2
Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの基本認識	4
4 いじめの理解	5
5 基本的な考え方	6
Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	8
1 町が実施する施策	8
(1) いじめの防止等のための組織の設置	8
(2) いじめの防止等に係る町の主な施策	9
ア 未然防止	9
イ 早期発見・早期対応	11
ウ いじめへの対処	12
エ 家庭や地域との連携	13
オ 関係機関等との連携	13
カ いじめの事実確認調査	13
キ 出席停止等の措置	13
ク 重大事態への対処	13
2 学校が実施する事項	14
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	14
(2) 組織（学校対策委員会）の設置	15
(3) 未然防止	16
(4) 早期発見	17
(5) いじめへの対処	17
3 重大事態への対処	17
(1) 重大事態の意味	17
(2) 重大事態の調査	18
(3) 実施する調査の内容	19
(4) その他の留意事項	21
(5) 調査結果の提供及び報告	22
(6) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	23
Ⅲ その他の重要事項	23
第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項	24
Ⅰ 学校が行う具体的な取組	24
1 未然防止	24
2 早期発見	30
3 いじめへの対処	32
4 家庭や地域との連携	33
5 関係機関等との連携	34
Ⅱ その他	35

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許すことのできない行為です。

「自分はかけがえのない存在である」と感じる事、あるいは他の人の個性を認める事、また、多様な見方や考え方を受け入れる事は、生きていく上で何よりも重要です。

他者から愛され信頼されているという環境の中で、自分の良さを実感し、自分は周囲の人に役立っていると思える気持ちをもつ事は、自分や相手を大切にしようとする姿勢といじめを許さない態度につながります。また、善悪を正しく判断し、自他の尊厳を守るため、自信をもって行動できる力を身に付けさせ、児童生徒自身が人間として将来への希望を抱きながら自立していくように教育することが最重要であると考えます。

いじめは、児童生徒の成長過程で誰にでも生じるものであり、教育の営みとして解決することが重要です。いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）は、児童生徒のいじめを禁止し、いじめ行為に対しては法で取り締まるという仕組みですが、いじめ問題は、禁止や命令ではなく、愛情をもって児童生徒の内面を理解することにより、いじめの解決と解消につながります。

いじめ行為に対しては、毅然と対処することを前提としながらも、いじめを行った児童生徒の事情を丁寧に聞き取り、その内面を理解することにとどまらず、児童生徒自身が人間として将来への希望を抱きながら自立していくよう、指導支援していくことが重要です。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象とした、いじめの未然防止及び早期発見の観点が必要です。そのためには、全ての児童生徒を、いじめの加害者にも被害者にも、また傍観者にもさせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育むとともに、児童生徒に関わる全ての者が、児童生徒のささいな兆候に対しても、いじめではないかとの疑いを持ち、積極的に関与することが大切です。

広陵町（以下「町」という。）のまちづくりのスローガンである、「みなさんと共に『いい町』づくり」を受けて、広陵町教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、幼児教育を含む学校教育を中心に「皆さんと共に『いい人』づくり」を進めています。教育の主人公である子どもたちを中心に据えて、「わかる・できる楽しさを子どもたちに」というキャッチフレーズを掲げて学校教育を推進していく中で、子どもたち一人一人が楽しく、笑顔あふれる安全でいじめのない学校生活を送ってくれることが町民すべての願いです。

町においては、法第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」に基づき、さらには平成29年3月に改定された国基本方針及び「奈良県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）」を参考に、いじめの問題の根絶を目指して、町、学校、保護者、町民その他の関係者が連携及び協力の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「広陵町いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定するものです。

（地方いじめ防止基本方針）

法第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

条例第9条 町は、法第12条の規定及び基本理念に基づき、広陵町いじめの防止等のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

第1部 いじめの防止等のための基本的な事項

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。(条例第3条)

- (1) 児童生徒(以下「児童等」という。)は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (2) いじめの未然防止に当たっては、いじめが全ての児童等に関する問題であることから、児童等が安心して学校や地域で学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として取り組まなければならない。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めるほか、児童等自らがいじめの加害者や被害者にならないように努めなければならない。
- (4) いじめは、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、町、学校、保護者、町民等その他関係者の連携及び協力の下、社会全体でいじめの根絶を目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されており、町はこれを踏まえて取り組むものとする。

(定義)

法第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<基本方針における用語の定義は、条例第2条で定めるところによる>

- ※ 「学校」とは、広陵町立学校設置条例(昭和62年9月広陵町条例第4号)第3条及び第4条に規定する小学校及び中学校をいう。
- ※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 「保護者」とは、法第2条第4項に規定する親権を行う者、未成年後見人、その他の児童等を監護する者をいう。
- ※ 「町民等」とは、町内に在住、在勤又は在学する者並びに町内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- ※ 「関係機関等」とは、警察署、こども家庭相談センター、法務局、医療機関その他いじめの防止等のための対策に関わる機関をいう。

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つこと。また、いじめの認知は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「学校いじめ防止対策委員会（以下「学校対策委員会」という。）」を活用して行う。その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認すること。
しかし、被害児童生徒本人が仕返しを恐れるなどを考え、それを否定する場合もあることを踏まえ、被害児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。
- (2) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (3) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (4) 外見的には「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (5) インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為をした児童生徒に対する指導等については、適切な対応が必要である。
- (6) いじめられた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合について学校は、行為をした児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要があり、その全てがいじめとしての指導を要する場合であるとは限らないことも留意する必要がある。
- (7) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要な事態や、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような事態など、直ちに警察に通報することが必要な事態が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談や通報をし、警察と学校が連携した対応を取ることが重要である。
- (8) 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が「いじめ事案ではない」又は「重大事態ではない」と判断したとしても、申立てがあった時点で、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告、調査等に当たることとする。
- (9) 教職員は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する許されない行為である」ことを児童生徒にしっかり認識させ、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。
さらには「いじめは児童等のいのちに関わる問題である」ということを深く認識し、いじめの未然防止や早期発見を心がけなければならない。

(10) 教職員の言動が、児童生徒に大きな影響を与えることを十分認識しておかなければならない。特に、個々の児童生徒が抱える内面（特性や発達段階、焦心苦慮等）を理解せず、一律的に注意や叱責等を繰り返すことは、児童生徒が教師不信や人間不信に陥ったり、ストレスや不安感を高め、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下等を招き、児童生徒を精神的に追い詰めることになる。

最悪の場合は希死念慮に及ぶことも考えられることから、全教職員が十分に認識を深め共有しておかなければならない。

<いじめの態様（例）>

- 『冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる』
 - ・ 容姿や言動等について、不快なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなを付けられ、しつこく言われる
 - ・ 「死ね」「消えろ」「顔を見せるな」などと存在を否定される
- 『仲間外れ、集団による無視をされる』
 - ・ わざと会話をしなかったり避けたりされる（シカトされる）
 - ・ 遊びやグループの活動等の際、集団の中に入れない
 - ・ 避けるように通る、座席を離す
- 『軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする』
 - ・ 遊びと見せかけて、足をかけたり叩いたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
- 『ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする』
- 『金品をたかられる』
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される、貸している文房具を返してくれない
- 『金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする』
 - ・ 持ち物や靴等を盗まれる、傷付けられる、持ち物を捨てられる
- 『嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする』
 - ・ 机上や壁等に誹謗中傷を書かれる、人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅かされて万引きを強要される（拒否すると殴られたり、金品を要求されたりする）
- 『パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる』
 - ・ いたずらや脅しのメール等を送られる、SNSのグループからわざと外される
 - ・ ブログ等に誹謗中傷や事実無根の内容を書かれる、恥ずかしい写真等を掲載される など

3 いじめの基本認識

- いじめは、人間の尊厳を傷付ける重大な人権問題であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- いじめは、どの子どもにもどの学級や集団にも起こり得るものである。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは、学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4 いじめの理解

- (1) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」へと発展し、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉鎖性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
※ いじめは、被害者対加害者という単純な対立構造として捉えるのではなく、集団全体やその背後にある親子関係及び地域社会にも目を向けることが重要である。
 - ・ 児童生徒が、数人の小集団内からいじめられている場合「仲間からいじめられた」ことへの精神的な打撃が大きく、集団がもつ閉鎖性から逃げられない状況がある。
 - ・ 児童生徒が、学級の大半（他学年に及ぶ場合を含む。）の大集団からいじめられている場合のいじめは、周囲にいる大勢の児童生徒（傍観者）を巻き込む場合が多く、被害児童生徒にとっては、「自分の居場所」を失い、「絶望感や無力感」等が生じやすく、不登校やPTSD（心的外傷後ストレス障害）、中には、希死念慮を抱く最悪の事態を招く。
- (3) 友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、遊びやふざけからいじめへと変わるケースがあり、注意する必要がある。
- (4) 特別支援学級に在籍している児童生徒や発達障害又はその疑いがある児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童生徒については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。
また、該当する児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解する認識を持ちにくいこともあり、十分に配慮しなければならない。
- (5) 性同一性障害の児童生徒への配慮が必要である。
日常生活のあらゆる場面で、男女で区別される生活が慣習化されている中で、普通と考えられている性の在り方には当てはまらず、本人への無理解等から、嘲笑を浴びたり、いじめを受けたりして孤立化しやすく、安心して所属できる居場所が少ないケースが考えられ、このことについては、教育の営みの中で児童生徒に理解を深める必要がある。
- (6) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- (7) 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- (8) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校対策委員会」を活用して行う。

5 基本的な考え方

(1) 未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う必要がある。そのためには、道徳科の授業や学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動や、学校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を設置するなど、

児童生徒の主体的な活動を推進することが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点及び環境等に係る問題から関係機関等との連携の中で解決する観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑問をもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠匿したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、教育委員会や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめ事象が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「学校対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関等との連携も必要である。このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、組織的な対応ができるような体制整備が必要である。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある事案も含まれる。これらについては、被害者の意向や教育的配慮のもとで、早期に警察と連携した対応をとることが必要である。

※ いじめ「解消」の定義

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることである。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について地域ぐるみでの取組を推進することが必要である。

また、インターネットなどを通じて行われるいじめは、より複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関等との連携が重要である。

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域等が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、こども家庭相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、県の関係部局等との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会、関係機関等との情報交換や連絡会議の開催等、協力体制を構築しておく必要がある。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 町が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

ア 「広陵町いじめ問題連絡協議会」(条例第11条)

教育委員会に、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例で定めるところにより広陵町いじめ問題連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。
連絡協議会は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) いじめの防止等のために有効な対策に関する事項
- (2) いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の強化に関する事項
- (3) 関係機関等によるいじめの防止等を目的とした啓発活動の促進に関する事項
- (4) 上記3点に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

イ 「広陵町教育委員会いじめ等調査委員会」(条例第12条)

教育委員会は、連絡協議会との連携の下、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、条例で定めるところにより教育委員会の附属機関として広陵町教育委員会いじめ等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

調査委員会は、国基本方針において、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の学校の設置者としての調査組織とすることが望ましいとされていることから、その調査組織を兼ねるものとする。よって、調査委員会は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者（大学教授、弁護士、臨床心理士等）で構成することを基本とする。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性及び中立性が損なわれると認めるときは、当該事案の調査及び審議に加わることができない。

調査委員会は、町のいじめ問題の実態を分析し、いじめの防止等のための対策について提言するとともに、教育委員会の諮問に応じ次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進について調査審議を行い、その結果を教育委員会に答申すること。
- (2) いじめ等による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（法第28条第1項の規定による調査を含む。）及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申すること。
- (3) 上記の規定による調査及び審議の結果に基づき、必要に応じて、問題の解決を図るための方策及び再発防止策の提言を教育委員会に行うこと。
- (4) 上記3点に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項について、調査及び審議を行うこと。

ウ 「広陵町いじめ問題再調査委員会」(条例第13条)

町は、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の重大事態に係る調査の結果について、必要があると認めるときは条例で定めるところにより附属機関として、広陵町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設けて調査を行うことができる。

再調査委員会の構成員及び関係者の排斥は、調査委員会の構成員及び関係者の排斥を準用する。

再調査委員会は、町長の諮問に応じ、学校又は教育委員会が行った法第28条の調査結果について、法第30条第2項に規定する調査を行う。

○ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。さらに、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

※ イ、ウの附属機関の調査対象は、原則として「いじめ」、「体罰」、「学校管理下の事故」により重大事態となった事案とする。

(2) いじめの防止等に係る町の主な施策

町は、いじめの防止等に係る施策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等に必要な措置を講ずるよう努める。

ア 未然防止

いじめ問題を解消するためには、児童生徒自らが、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、互いに話し合い、行動できるようにすることが重要である。そのためにも、全ての教育活動を通じて、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成するとともに、集団生活の中で自尊感情を高めるための適切な指導を行うとともに、教職員が児童生徒のあらゆる場面で、「ほめる」「励ます」活動を生み出すなど、継続的な支援をしていくことが重要である。

(ア) 道徳教育、人権教育の促進

体験的な活動や人間的なふれあい等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭や地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高め、道徳的実践力の育成を促進する。

また、全教育活動を通して確かな人権意識を培い、いじめの防止に努めるとともに、一人一人を大切にす教育活動を展開し、自尊感情や自ら学ぶ意識を高める。

(イ) 体験活動の充実

児童生徒の発達段階に応じ、自然体験学習、宿泊活動、職場体験学習、ボランティア活動、交流学习等を行うことにより、人間的なふれあいを深め、思いやりや豊かな感性、規範意識等の育成を促進する。また、異校種間の連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性の育成を促進する。

(ウ) 児童生徒の主体的な活動の促進

いじめを生まない、許さない学校づくりを推進するためには、「いじめは決して許されないことであり、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識の下、児童生徒自らがいじめや人権の問題について考える機会を設け、一人一人がいじめを生まない、許さないという思いをもち、いじめを防止するために主体的に行動を起こす取組が必要である。

そのためにも、児童生徒が学級活動、児童会や生徒会活動等の中で、いじめをはじめとする人権問題に対し、主体的に取り組む活動を推進するとともに、他校との交流を進めそれぞれの学校の実践に学び合う等、児童生徒の主体的な取組を促進する。加えて、その取組や成果等を全町的に広げるよう努める。

(エ) わかる授業、魅力ある授業の促進

学校生活の中では、授業が占める割合が一番高い。学力に対する自信のなさや不安等、学習にまつわる嫌な出来事は、児童生徒にとって大きなストレスの要因となっている。そこで、全教員が「わかる授業」の展開を心がけ、基礎基本の定着を図ることにより、児童生徒に達成感や充実感を実感させるとともに、児童生徒一人一

人に向き合い、児童生徒が抱える課題やその背景を的確に把握し、きめ細かな対応を行う等、いじめ等の未然防止を促進する。

(オ) 「居場所づくり」、「絆づくり」の促進

学校や学級が、全ての児童生徒にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感や充実感を感じられる「居場所づくり」、また、児童生徒の主体的、自治的な活動等を通して、他者の役に立っているという自己有用感や自己肯定感、自尊感情を全ての児童生徒が感じ取れる「絆づくり」のための取組を促進する。

(カ) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

障害の有無などによる分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、特別支援学級在籍児童生徒や発達障害又はその疑いがある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は同震災による原子力発電所事故により避難している児童生徒等に対するいじめなどを防止するため、必要な対応・支援や理解の促進等について、学校に情報提供を行う。また、「広陵町特別支援教育研究会」や「広陵町特別支援教育コーディネーター連絡協議会」等と連携しながら支援体制の実効化を促進する。

(キ) キャリア教育の促進

小学校から中学校までの発達段階に応じて、人との関わりを大切にしながら、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考え、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育む。また、長期欠席状態の児童生徒に対する進学や進路保障等を図る。

(ク) 教職員の資質能力の向上

いじめ問題の解決には教職員一人一人の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通して資質向上を図る必要がある。

いじめの問題に対し、正しい認識及び適切な対応を行うため、計画的な研修の機会を設定し、教職員の資質能力の向上を促進する必要がある。

また、学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者、いじめへの対応に関し助言できる者などの人材に関わる情報提供を適切に行う。

(ケ) 広報・啓発活動

① ホームページや広報誌等による啓発の促進

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、町のいじめ問題への取組や各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）、いじめに係る相談制度等をホームページや広報誌等により、保護者や町民等に広報し、いじめの防止等に関する理解を図る。

② 情報モラル教育の促進

各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール、SNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を促進する。

(コ) 家庭教育力向上への支援体制の促進

いじめの問題解決のために、保護者が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず保護者が責任をもって徹底する必要がある。保護者の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

保護者が、法に規定された保護者の役割等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、また、幼児教育や子育て等に関して

も関係各課と連携を図りながら、保護者や家庭への支援を促進する。

(サ) 保幼（認定こども園を含む。）小中の連携教育の促進

「保幼（認定こども園を含む。）小連携」及び「小中連携」を通して異校種間の連携に努め、幼児児童生徒の成長の適時性と連続性を重視した指導を展開し、学力の向上と人間関係力の育成に取り組むとともに、各校種間教職員の相互理解を基盤としたスムーズな接続の実現を図るように努める。

学力の向上と人間関係力の育成は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」に直結し、児童生徒一人一人に、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、学級や学校の風土を自らが作り出していく力を育てていくことになる。

◎ 保育園、幼稚園、認定こども園教育への支援及び小学校との連携

保育園、幼稚園、認定こども園は、子どもが集団生活を体験する初めての場であり、仲間関係、家族以外の大人との関係や生活規範等を学ぶ場である。

本格的に集団生活を体験するこの時期から、「相手を思いやる心」に触れたり、「協力して行動することへの喜び」を体験すること、「相手の立場になって考える力」や「物事の善悪を考える力」、「自分の気持ちを表現する力」などを育成することを通して、求められる人間像の素地が形成され、いじめ問題の根絶に寄与する期待は大きい。また、幼児期の人間関係情報を共有することにより、小学校における児童理解やいじめの対処等に係る適切な判断材料にもなり得ること等を鑑み、支援及び連携を促進する。

(シ) 学校評価・教職員評価の留意点

学校評価及び教職員評価において、いじめの問題への対応について具体的な取組状況や達成状況等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、学校及び教職員に対する必要な助言や支援を行う。

※ 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付けること。

- ① 学校基本方針に、年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付け、教育委員会は、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける」よう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ② 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、「日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応」等が評価されることを教職員に周知徹底する。

(ス) 学校運営改善への支援

学校関係者評価委員制度の機能を充実させるとともに、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、事務機能の改善等の学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に努める。

イ 早期発見・早期対応

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

(ア) 児童生徒への定期的な調査等の実施

いじめの実態把握、早期発見・早期対応を図るため、全校児童生徒に対しアンケート方式によるいじめ実態把握調査を年2回以上実施するとともに、各校の実情に応じて、各校独自調査の実施、個人面談、教育相談、日常の行動観察や家庭訪問など様々な取組を実施し、いじめの早期発見と早期対応を促進する。

また、定期的な調査や面談等については、年間計画に位置付けるものとする。

(イ) 相談体制の整備

学校におけるいじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、いじめを含めた教育相談体制の整備に向け、奈良県教育委員会と連携しながらスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を行い、児童生徒や保護者からの相談を受ける体制の充実に努める。

(ウ) 相談窓口の整備

教育委員会学校支援室に相談（通報）を受け付ける窓口を設置し、当該児童生徒に関する教育相談（いじめ、不登校、問題行動及び発達における悩み）を一元的に受け付ける体制を整え、必要に応じて関係機関等が連携して支援を行う体制を整備する。また、相談（通報）窓口を、ホームページや広報誌等により周知する。

加えて、教育委員会以外の相談機関の紹介も含める。

(エ) 教育委員会の継続的な指導

臨床心理士、指導主事やアドバイザー等が学校訪問を実施し、いじめの防止等に係る学校の取組に対して、継続的に指導や助言を行う。

(オ) 各校のいじめの実態把握

学校におけるいじめを早期に発見するため、児童生徒の実態把握を各学校に徹底し、毎月、紙媒体による報告を求め、必要に応じて適切な指導、助言や支援を行う。

(カ) いじめの防止等の取組の点検と支援

実態把握の取組等に対して、各校の状況を点検し必要な指導や助言を行う。また、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に促進する。

(キ) 支援体制の整備

学校におけるいじめの防止及び早期発見のための対策、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援等の在り方、その他、いじめの防止等のために必要な事項や対策を支援する。

(ク) 「個人別生活カード」の活用と保存

いじめ事案に関して、「個人別生活カード」への時系列の記録を活用し、継続的かつ効果的にいじめへの対処を行うことができるよう、指導や助言を行う。

(ケ) ネットいじめ対策

インターネットを通して、誹謗中傷などの書き込み等によって行われるネットいじめに対しては、警察からの助言を参考にしながら関係機関等と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。

(コ) 連携の推進

① 学校、家庭、地域等が組織的に連携する体制の構築

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校と家庭、地域等が組織的に連携する体制を構築する。

② 学校間相互の連携

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間相互の連携協力体制を整備する。

(サ) その他、必要に応じた措置や支援等の実施。

ウ いじめへの対処

(ア) 基本方針に基づき、教育委員会が学校に対して、いじめの防止等に関し必要な指導や助言を行うとともに、いじめが発生した場合には、状況に応じて指導主事等の派遣による支援や必要な調査等を行うほか、いじめの問題解決のための適切な対応を行う。

(イ) 学校基本方針に位置付けられた学校対策委員会に、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣するなどして、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援、周囲の児童生徒への指導・支援等、いじめの問題解決に向け組織で対応に当たる。

エ 家庭や地域との連携

(ア) いじめが複雑化・多様化する中、社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が児童生徒の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめ問題を含めた児童生徒の現状について共通理解を図る機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を促進する。

(イ) より多くの大人が児童生徒と関わり、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

オ 関係機関等との連携

(ア) 警察、町の青少年健全育成を推進する関係者、奈良県こども家庭相談センター、奈良県教育委員会生徒指導支援室、奈良県教育委員会特別支援教育部等との連携を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた事例検討会（ケース会議）等を行う。

(イ) 児童生徒の日常生活において、いじめのない健全な育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、他の行政機関や専門機関（警察、奈良県こども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との速やかな対応が図れるよう関係機関等と日頃から連携を密にするとともに、積極的な情報交換を行う必要がある。

カ いじめの事実確認調査

法第23条第2項の規定による報告を受けたときには、学校に対し必要な指示を行うとともに、必要があると認めるときは「教育委員会事務局いじめ等調査委員会」（以下「事務局調査委員会」という。）において事実確認の調査を行う。

キ 出席停止等の措置

深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置としての出席停止を含む毅然とした厳しい指導が必要な場合がある。

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号。）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を行う。

なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に児童生徒及び保護者の意見を聴取する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮しその期間中にも必要な指導を行う。

ク 重大事態への対処

※ 3「重大事態への対処」を参照

2 学校が実施する事項

学校は、いじめの防止等に向け、その対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りながら協力体制を確立し教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた実効性ある対策を推進する必要がある。

いじめは、児童生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。学校は、このことを踏まえ、教職員が組織的に対応することが重要である。かつ、保護者、町民等及び関係機関等との連携によりいじめ問題に正面から向き合い、解決に導いていかななければならない。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

法第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌しその学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

条例第10条 学校は、法第13条の規定及び基本理念に基づき、学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

2 学校基本方針は、町基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じたいじめの防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとする。

児童生徒が一日の活動時間の多くを過ごし、家庭以外の人間関係の多くを構築する場所が学校である。かつ、認知されるいじめのほとんどが、学校内における人間関係の中で発生していることから、いじめの防止等に係る学校の持つ責任は重大である。

以上のことに鑑み、各学校は、法第13条及び条例第10条の規定に基づき、国基本方針及び町基本方針を参考に、学校としてどのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校基本方針として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。

策定した学校基本方針は、児童生徒や保護者、地域等への提示及び学校のホームページ等で公開するものとする。

《学校基本方針策定のための留意すべき内容》

- ① 策定に当たっては自校の課題を洗い出し、教職員や関係者の認識の共通理解を図る。
- ② 「いじめの防止」、「早期発見」、「いじめに対する対処」の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などに関する具体的な手立てや年間の計画を組織的・計画的に実行できるよう明記する。
- ③ 策定に当たっては、いじめの防止等について、児童会や生徒会活動など児童生徒の主体的・積極的な活動内容を位置付ける。
- ④ 法第22条に基づく組織を、学校基本方針に定めた取組等を実行する中核の組織として位置付ける。
- ⑤ 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化等を見抜く力を高めるための方策を明記する。
- ⑥ 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する。
- ⑦ 実効性の高い取組を実現するために、当該学校の実情に即して機能しているかを、法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直す等、PDCAサイクルで検証を行う。また、見直した施策は町教育委員会へ報告するものとする。
- ⑧ 重大事態への対処については、町基本方針を参考に、迅速な対応ができるようにする（重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。）。
- ⑨ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中で、いつ、何をどの

ようにすべきかが分かり、保護者や地域等がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。など

【学校基本方針策定のための基本的な項目】

- 1 基本理念
 - 2 いじめの定義
 - 3 いじめの防止等の対策のための組織
①組織の名称、②構成員、③委員会の取組内容等については、下記（2）の「組織（学校対策委員会）の設置」を参照
 - 4 いじめの防止等に関する具体的な取組
 - 5 いじめの早期発見に関する具体的な取組
 - 6 いじめの対処に関する具体的な取組
 - 7 重大事態への対応
 - 8 学校の取組に対する検証・見直し
- ※ 年間計画
（アンケート調査、学校対策委員会の会議、校内研修会等の実施時期、未然防止等の取組時期、教育相談及び個人面談等の時期及び回数、児童生徒や保護者、地域等への情報発信や意識啓発等の時期など）

(2) 組織（学校対策委員会）の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

法第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

組織の名称は、各学校の判断によるものとする。

ア 組織の構成

校長、教頭、教務、生徒指導担当、人権教育担当、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等

必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者等も加える等、校長が実情に応じて定めるものとする。

イ 対策委員会の具体的な役割

学校対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に組織的に対応できる体制とする。

(ア) いじめであるか否かの組織的な判断及び事実関係の把握

(イ) いじめの情報や問題行動等に関する「情報の収集」・「記録」・「情報の共有化」

○ 児童生徒ごとの個別の記録化

○ 複数の教職員が個別にいじめを認知した情報の集約と共有化

※ 『ファイリング』の徹底

・ 児童生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が情報を円滑に共有できるよう、記録ファイルを作成する。

・ 小学校でのいじめが中学校で継続することもあり、小中学校間の情報を共有する。

・ 転入生については、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成する。また、転出者についても、いじめの被害・加害状況を連絡する。

- (ウ) いじめの相談・通報窓口としての役割及びその周知
- (エ) いじめに関する児童生徒、保護者及び地域社会に対する意識啓発
- (オ) いじめの防止対策のための年間計画の作成及び実施
- (カ) 学校基本方針に基づく具体的な年間計画作成や取組の実行・検証・修正
- (キ) いじめの防止等に関する校内研修等の企画
- (ク) いじめの防止等についてP D C Aサイクルによる検証及び改善
- (ケ) いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割（重大事態の調査のための組織の母体にもなる。）

【留意すべき内容】

（いじめに対する措置）

法第23条第1項 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- ※ 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校内で情報の共有をしない場合は、法の規定に違反することになる。
- ① 学校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。
特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、学校対策委員会が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、学校対策委員会に報告・相談しなければならない。
- ② 学校対策委員会に集められた情報は、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることとする。
- ③ 学校基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、措置などの各取組の実施に当たっては、学校対策委員会において、年度ごとに具体的な年間計画を作成し実施することとし、その作成等に当たっては、学校関係者評価委員、P T A役員や地域住民等の意見を聴くことが重要である。
- ④ 啓発活動や相談体制などの取組については、児童会・生徒会等を通じ児童生徒からの意見を聴くことが望ましい。
- ⑤ 学校対策委員会は、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等、学校はいじめの防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行うこととする。
- ⑥ 法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が主体となってその調査を行う場合は、この学校対策委員会を母体とし、学校職員以外の第三者の委員を加えるなどして、事案ごとに「学校いじめ問題調査委員会」（以下「学校調査委員会」という。）を設置し、調査を行う。

(3) 未然防止

- 学校全体への「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成
- 「わかる授業」・「魅力ある授業」をはじめ、道徳教育及び人権教育等の充実、体験活動等の推進によるいじめに向かわない態度や能力の育成
- 「居場所づくり」、「絆づくり」の推進

- 児童生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
- 特に配慮が必要な児童生徒への対応
- 計画的な校内研修の推進と教職員の資質の向上
- 児童生徒や保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
- 家庭・地域等・関係機関等との緊密な連携
- 保幼（認定こども園を含む。）小中の連携教育
- 学校評価・教職員評価など

(4) 早期発見

- 教職員による日常的な声かけや観察、いじめに関する情報の共有
- 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施による早期のいじめ事象の実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- 教育相談体制の構築及び通報窓口の周知
- 学校対策委員会によるいじめの認知の徹底など

(5) いじめへの対処

- いじめの発見時、特定の教職員が一人で抱え込まない組織的な対応
- いじめ被害児童生徒及びいじめ行為を知らせてきた児童生徒の安全確保
- いじめ被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- いじめ加害児童生徒への教育的配慮の下での指導
- いじめ行為を見ていた児童生徒が自分の問題として捉えることができる指導
- 被害児童生徒及び加害児童生徒の保護者への支援や助言
- 保護者会開催等による保護者との情報共有
- 関係機関等及び専門家等との連携や相談
- 犯罪行為に係るいじめ事案に関する警察との相談など

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

法第28条第1項において、次に掲げる場合を重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

※ 重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底すること

- ① 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
- ② 『児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき』は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

ア 法第28条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

【想定されるケース】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・ 児童生徒が自殺を企画した場合 | ・ 金品等に重大な被害を被った場合 |
| ・ 心身に疾患や重大な傷害を負った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合等 |

《重大事態として扱われた事例》

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企画した。
- ・ カッターで刺されそうになったがとっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。など

※ これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

イ 法第28条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日以上を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態の調査

ア 重大事態の報告

法第30条第1項の規定に基づき、学校は、重大事態に該当する事案が発生した場合には、学校対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに町長に報告する。

イ 教育委員会における事実関係調査

教育委員会は、学校から重大事態発生 の報告を受けた場合、指導主事等を派遣するなどして対処するとともに、以下のような事実関係を明確にするための調査を迅速に行う。

- | |
|--------------------------|
| ① いつ（いつ頃から） |
| ② 誰から行われ |
| ③ どのような態様であったか |
| ④ いじめを生んだ背景事情 |
| ⑤ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか |
| ⑥ 学校、教職員がどのように対応したかなど |

調査結果について、教育委員会による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、その解決に向けて対応策を検討する。

重大事態と判断した場合は、以下の判断に基づいて対応を進める。

ウ 重大事態の調査組織

法第28条の規定による重大事態の調査の主体について、国基本方針において「教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、対象事案に応じて教育委員会が判断する。

不登校重大事案に係る調査は、主としていじめの解消と対象児童生徒の学校復帰の支援につなげることを目的とするものであり、校内の日常の様子や教職員・児童生徒の状況は学校において把握していることを踏まえると、調査に際して学校の果たす役

割は大きい。そこで、学校が調査の主体となることを原則とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えを踏まえるなど、対象事案に応じて教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認める場合は、教育委員会の附属機関である調査委員会によって調査を行うことがある。

また、必要に応じて、教育委員会から奈良県教育委員会に対して、重大事態の対処について相談を行い、支援を依頼する。

(ア) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対 象〕

法第28条第1項第1号及び第2号に該当する事案について

〔調査組織〕

学校基本方針において学校内に設置されている「学校対策委員会」を母体とし、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察関係者等の学校職員以外の委員を加えるなどして公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校調査委員会」を設置する。

なお、学校が主体となって調査する場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき教育委員会は学校に対して必要な指導助言（人的措置も含めた）や適切な支援を行うものとする。

(イ) 教育委員会事務局が主体となって調査を行う場合

〔対 象〕

前記（ア）のうち、十分な結果を得られないと教育委員会が判断した事案について、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合には、教育委員会事務局が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

教育委員会事務局内の職員等で構成する調査組織である事務局調査委員会を設置する。

(ウ) 教育委員会の附属機関である調査委員会が主体となって調査を行う場合

〔対 象〕

前記（イ）のうち、十分な結果を得られないと教育委員会が判断した事案について、学校主体の調査結果、及び教育委員会事務局主体の調査結果では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した事案は、教育委員会からの諮問により調査を行うものとする。

〔調査組織〕

条例により、あらかじめ設置されている教育委員会附属の調査委員会が調査を行う。なお、委員はいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するなど、公平性・中立性を害するおそれがある場合には当該事案の調査及び審議に加わることはできない。

(3) 実施する調査の内容

重大事態の調査の内容は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、『いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか』などの事実関係を、(2)のイで確認した事実関係調査を可能な限り網

羅的に明確にすることである。このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等を参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

【被害者・保護者に対する調査方針の説明等】

調査を開始する前に、被害者・保護者に対して丁寧に説明を行うことで、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。

《説明事項》

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供など

※ ⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明しておく。

個人情報については、個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなども説明しておく必要がある。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うなどが考えられる。

この際、いじめられた児童生徒や情報提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用により個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともにいじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが困難な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する必要がある。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺予防に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』の改定について」（平成26年7月1日付け文部科学省初等中等課教育局長通知）、「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月文部科学省）及び「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月文部科学省）第5章等を参照し、取り組み体制を整備して対応すること。

- ① 背景の調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査等を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑦ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、教育委員会は適切に対応する。
- ⑧ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決め付けたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

(4) その他の留意事項

ア 法第23条第2項においても、いじめの事実関係の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実関係の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実確認が明確にされたとは限らず、いまだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

イ 事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、出席停止措置やいじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学後の指定校の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

ウ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。

教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(5) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

教育委員会及び学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適切に提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会から（学校が調査主体となったものは学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）町長に報告する。

【調査結果の報告に際しての注意点】

- ① 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、町長に対する報告に添えることができる。
- ② 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- ③ 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。
- ④ 調査結果の報告は、教育委員会において議題として取り扱う。また、総合教育会議においても議題として取り扱うことを検討する。

【調査結果を踏まえた対応】

調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

加害児童生徒に対する指導を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。

【調査結果を踏まえた再発防止、教職員の処分について】

教育委員会及び学校におけるいじめの事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の可否を検討する。

【調査結果の説明・公表/個人情報の保護】

※ 第三者調査委員会等が取得した情報の取扱いについて

- ① 調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、広陵町の個人情報保護条例に照らして適切に判断する。
- ② 町教育委員会及び学校として、広陵町個人情報保護条例（平成17年3月広陵町条例第5号）に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示する。

(6) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

町長は、法第30条第2項の規定に基づき、調査結果の報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、町長の附属機関である「再調査委員会」により、再調査を行う。

この委員会においては、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえ、調査方法を決定し、適切に調査を行うものとする。

また、町長は教育委員会からの報告を受けて、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

【再調査の実施に係る判断】

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
 - ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
 - ③ 教育委員会及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
 - ④ 調査委員会の人選の公平性・中立性について疑義がある場合
- ※ ただし、①～④の場合であっても、地方公共団体等による再調査ではなく、既
に実施した調査の調査組織において、追加調査や構成員を変更した上での調査
を行うことも考えられる。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項の規定に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。

さらに、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止に必要な措置を講ずる。

III その他の重要事項

- 1 教育委員会は、いじめの防止等のための対策の実施状況、その他いじめに関する資料等を調査委員会に提出し、点検を受け、各種施策の改善を進める。
(いじめの防止等に関する町の施策や学校の取組、重大事態の対処等、町基本方針が適切に機能しているかどうかについての分析など)
- 2 基本方針は、調査委員会によるいじめの防止等のための対策の実態分析等に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを行う。
なお、基本方針の内容に変更があった場合、及び、調査委員会による提供については、広報誌やホームページ等を活用し、広く周知する。
- 3 学校及び教育委員会だけでは解決困難な事案に対し、緊急に対応する必要がある場合には、奈良県教育委員会に要請し、指導主事及び外部の専門家等の派遣を受けることとする。

第2部 学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項

I 学校が行う具体的な取組

学校におけるいじめの防止等に関しては、教育委員会と連携し、国基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』、『早期発見』、『いじめに対する措置』のポイント」、国基本方針改定のポイント、奈良県教育委員会の「いじめの早期発見・早期対応マニュアル」及び「基本方針」等を参考にしながら、以下のような事項に留意し、各校の実態に基づいたいじめの防止、早期発見やいじめが発生した際の対処等に当たるものとする。

1 未然防止

未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる環境の中で、「わかる授業」・「魅力ある授業」を基盤に、規範意識や人権意識を育むとともに、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていくことである。

加えて、児童生徒の「自己有用感」や「自己肯定感」等を高め、「自尊感情」を育む指導を重視すること等、年間を通して予防的・開発的な取組を実施し、「互いを認め合える人間関係」及び「学校風土をつくる」ことが重要である。

また、全教職員は、いじめのささいな兆候や懸念を見逃したりすることのないよう、いじめ問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進めていかなければならない。

《実効性のある指導体制の確立》

各学校においては、校長の強力なリーダーシップが不可欠である。

校長、教頭、生徒指導主事等は、いじめの訴えに基づき、学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について、逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローすること。また、いじめの訴え等を特定の教職員が一人で抱え込むようなことがないように、校長に適切な報告等がなされるようにすること。

【いじめを生まない学校づくり】

(1) 道徳教育、人権教育の推進

児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進する。

(学校におけるいじめの防止)

法第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

体験的・実践的な活動や人間的な触れ合い等を通して、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を育むとともに、思いやりや寛容の心に満ちた人間関係を築こうとする態度を養う。また、家庭や地域社会との連携の下、基本的な生活習慣の確立や郷土を愛する心の育成を図るとともに、社会生活上のルールを守ろうとする規範意識を高めるため、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を推進することが望まれるが、授業においては、資料に基づく指導にとどまることなく、児童等が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを許さず、いじめを見抜き、いじめを傍観しない」などの心情や態度の育成に努める。

加えて、生命や人権を尊重する態度を育み、命の尊さを学び、人を思いやる心をもって他の人と関わることができるようにするため、教職員が人権尊重の理念を十分に理解するとともに、学校として人権教育を組織的・計画的に推進する。

(2) 自尊感情、自己有用感や自己肯定感等の育成

家庭や地域等の人々の協力を得ながら、全ての児童生徒が認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると体験することができる機会を提供し、児童生徒の「自己有用感」を高めるように努める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設け、児童生徒の「自己肯定感」を高める工夫に努めるとともに、健全な「自尊感情」の形成に努める。

自己有用感や自己肯定感、社会性等は、発達段階に応じて備わっていくものであることを踏まえ、小中学校間で連携した取組に努める。

(3) 体験活動の推進

体験活動を通じた心の教育と他者を思いやる集団づくりを中心に据え、児童生徒の奉仕活動や主体的活動等を積極的に推進し、命の大切さを実感させ、問題解決能力を育むなど、人間関係や生活経験を豊かにする取組を推進する。また、異校種間の連携や地域社会における異年齢・異世代交流活動を積極的に取り入れ、自主性・社会性の育成を推進する（児童生徒の発達段階に応じ、自然体験学習、宿泊活動、職場体験学習、ボランティア活動、交流学习等を推進する。）。

(4) 児童生徒の主体的な活動の推進

いじめ問題の根本的な解決を目指すためには、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育成することが重要である。

そのためには、学校は、児童生徒が学級活動、児童会や生徒会活動等の中で、いじめをはじめとする人権問題に対し、主体的に取り組む活動を推進する必要がある。

また、他校との交流を進め、それぞれの学校の実践に学び合うなど、児童生徒のいじめの防止等に対する認識をさらに深めることも重要である。

◎ 児童会、生徒会活動による取組

いじめの防止への取組が推進できるように、委員会の児童等のリーダーシップによる主体的な取組を支援する。

<具体的取組（例）>

- 児童生徒や保護者が、他人に知られないように相談できる体制の工夫として、「いじめ相談ポスト」等の設置や「電話相談窓口」の開設等、各校の工夫により、多様な相談の受付方法を行う。
- 「学級・学校いじめゼロ（撲滅）宣言」等の採択
- 「いじめゼロ（撲滅）アピール文」、「啓発ポスター」、「標語作品」等の募集及び「校内発表」や「作品の展示」等
- 弁護士等を活用した「いじめの防止授業」の実施
いじめは絶対に許されない行為であることを児童生徒が自覚できるようにするため、必要に応じて、「法教育の出前授業」等を活用する。
- 「いじめ防止強調月間」や「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等の実施
 - ① 学校内及び学校間での取組
学級活動、児童会や生徒会活動等で、いじめをはじめとする人権問題に対し、主体的・自治的な取組を進め、全校集会等で発表するなどの取組を展開するとともに、町内小中学校との交流を進め、各校の実践に学び合う等の取組を推進する。
加えて、各校との交流で得られたいじめ防止への取組を、町民運動にまで発展させ、地域総ぐるみでのいじめ根絶運動の原動力となる。
 - ② 学校、PTA関係者や地域関係者等、連携及び協力体制構築の取組
毎年7月に実施される「広陵町人権のつどい」の開催に合わせて、「広陵町い

じめ撲滅強調月間（仮称）」を開催し小中学校の児童生徒、教職員、PTA関係者や町民等を挙げて、いじめ根絶を考える機会とする等の取組を推進する。

(5) 「わかる授業」・「魅力ある授業」の推進

学力に対する自信のなさや不安等、学習にまつわる嫌な出来事は児童生徒にとって大きなストレスの要因となり、主体的に学校生活を送ろうとする意欲を失いがちになる。そのことが問題行動を生む要因の一つとなっている。

いじめの加害の背景に関しても、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、児童生徒一人一人を大切に「わかる授業」・「魅力ある授業」づくりを進めていくことが不可欠である。

各教科においては、生徒指導の機能を重視した取組を基盤とし、言語活動やグループ学習等の各種の授業形態を創意工夫し、共に高め合う人間関係が醸成されるよう指導することが必要である。

<生徒指導の3つの機能を重視した授業>

- ① 自己決定の場を与える。〔自ら課題を見付け、自ら考え判断し、表現する授業〕
- ② 自己存在感を与える。〔学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業〕
- ③ 共感的な人間関係を育成する。〔相互に認め合い、学び合うことができる授業〕

児童生徒にとって、「わかる授業」・「魅力ある授業」・「児童等が話し合い学び合う授業」等を通して、互いの良さを認め合えるようにする。特に、アクティブ・ラーニングの視点から、主体的、対話的で深い学びの過程を実現する授業を推進する。

そのために、教員にとって授業力の基盤となる教育理念や使命感、熱意、教育技術及び児童生徒理解力を高め、いじめを防止するための指導力の向上に努める。

ア 学習指導要領に基づき、児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮した適切な教育課程を編成し、児童生徒一人一人が成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。

イ 児童生徒の能力や適性、興味・関心等、一人一人の状況を的確に把握し、「わかる授業」・「魅力ある授業」の展開を推進する。

加えて、教師一人一人が積極的に授業改善に取り組むとともに、個の能力や特性に応じた学びや児童生徒同士での協働的な学びの充実に努める。

ウ 体験的な理解や繰り返し学習等を重視するなど、発達段階に応じた指導を通して、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図り、学習の基礎を構築する。

(6) 「居場所づくり」、「絆づくり」の推進

いじめが起こりにくい学校にすることにより、児童生徒の安心・安全な学校生活を保障することが期待できる。

そのためには、教職員と児童生徒との信頼関係に支えられた環境の中で、教職員は、児童生徒が安心して自己の存在感充実感等を感じられる学級や学校にしていく「居場所づくり」に努め、児童生徒は日々の授業や行事等において、主体的に取り組む活動を通して、「自己有用感」が培われ、互いの信頼関係を築いていく「絆づくり」に取り組んでいくことが、いじめの防止等の対策においては重要である。

教職員の「居場所づくり」の取組により、児童生徒に「安心感」「相互に協力し合い助け合う場面」「一人一人に活躍の場がある」「積極的に授業に取り組む」「教職員との信頼関係がある」等の心のつながりを感じ取る「絆」が育つ。

この取組により、児童生徒が安心して学校生活することができ、集団に必要なルールやマナー等も共有することになるなど、いじめが起こりにくい学校の構築につながる。

＜教職員による居場所づくり（例）＞

- 児童生徒に活躍の場を与える。 ○ 児童生徒の良いところを認め・励ます。
- 児童生徒の人間関係を把握する。 ○ 他の教職員との協働を惜しまない。
- 規範意識の育成に努める。 ○ 「わかる授業」・「魅力ある授業」づくりに努める。
- 異年齢集団の活動により「自己有用感」を育む。など

(7) 児童生徒と教職員の信頼関係の構築

児童生徒が、いじめを受けたり見たり聞いたりしたとき、躊躇なく教職員に相談したり連絡したりできるような環境設定が不可欠である。

そのため、一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日頃から児童生徒とのコミュニケーションを十分に図るとともに、児童生徒の訴えを真摯に聴く姿勢を重視すること。

＜児童生徒の自尊心を傷付け、いじめを助長させる言葉（例）＞

- ◎ 「また、お前か。」「もっとできるやつだと思っていたのに。」
- ◎ 「何回も同じことを言わせるな。」「聞こえないのか！」
- ◎ 「そんなことも分からないのか。」「そんなこともできないのか。」
- ◎ 「お前はアホか。」「お前はバカか。」
- ◎ 「いつまでやっているんだ。」「やることが遅いんだよ。」
- ◎ 「だらしないな。」「常識も知らないのか。」
- ◎ 「言葉が通じないのか。」「聞こえないのか。」
- ◎ 「いつまでも、うじうじしているんじゃないよ！」など

(8) 特に配慮が必要な児童生徒についての対応

特に配慮が必要な児童生徒（①特別支援学級在籍児童生徒や発達障害又はその疑いがある児童生徒、②性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、③海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、④東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒等）の中には、他の児童生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。

このような児童生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見し解消を図るためには、全教職員による支援体制の構築が必要である。

また、いじめを許さない豊かな心を育むため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要である。

- ① 互いの人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習等を通して、特別な支援を必要とする児童生徒に対する理解に努めるとともに、適切な支援や指導を充実させる。
- ② 「広陵町特別支援教育コーディネーター連絡協議会」を中心に、特別な支援を必要とする児童生徒の集約及び指導や支援に係る研究や研修等を推進することにより、各校の特別支援教育推進委員会等の活性化を図り、特別な支援を要する児童生徒への支援の充実を推進する。
- ③ 職員会議、校内研修会、職員朝会等の場を活用し、当該児童生徒に係る情報を全教職員で共有できる機会を確保する。

- ④ 学校が、児童生徒一人一人のニーズに応じた教育的支援を進めるため、個別の指導・支援計画を推進するとともに、保幼（認定こども園を含む。）小中及び就学等の引継ぎを徹底し、特別支援教育の充実を推進する。
- ⑤ 教職員の特別支援教育に係る研修等を行い、資質能力向上の推進を図る。
- ⑥ 特別な支援を必要とする児童生徒に係る教育相談等を推進し、支援体制の充実を図る。
- ⑦ 家庭内での児童生徒の発言内容や表情及び持ち物や行動の変化等についての情報を得るなど、保護者との連携を密に行う。

(9) キャリア教育の推進

小学校から中学校までの発達段階に応じて、人との関わりを大切にしながら、「働くこと」、「学ぶこと」及び「生きること」を基盤に、自己理解、他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考え、児童生徒一人一人が「社会的・職業的に自立した大人」になるための力を育む。また、長期欠席状態の児童生徒に対する進学や進路補償等を図るため、キャリア教育の取組を推進する。

(10) 教職員の資質能力の向上と組織的対応

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

法第18条第2項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

- ① いじめの防止等の取組の実効性を高めるためには、コミュニケーションを図りやすい職場環境づくりが基盤となる。管理職は、一人一人の教職員の特性を生かしながら組織としての機能を発揮し、いじめ問題の克服を図ることができるようにするため、積極的に教職員に声掛けをし、全ての教職員が主体的に学校運営に参画する意識を高揚できるよう、コミュニケーションを図りやすい職場環境の醸成に努める。
- ② いじめに関する研修の実施
 - ・ 全ての所属職員が、「いじめの定義」や「いじめ防止対策推進法の趣旨」、「学校基本方針の内容」等を十分に理解し組織的な対応が円滑に進められるよう徹底する。
 - ・ 児童生徒への行動観察により、軽微な段階でいじめに気付くことができるなど、教職員の対応力向上を図る。
 - ・ スクールカウンセラー等による研修を実施し、事例研究等により、児童生徒理解を深め、校内での実効的な指導に生かすなど、指導力の向上に努める。
 - ・ 教職員自身が、人権意識を高め、体罰や言葉による暴力等を絶対に行使しないという認識力を高める。
 - ・ 上記の趣旨を踏まえ、年間計画に位置付けられた校内研修会（専門的知識を有する講師の招聘による研修会を年1回以上含む事例研修等）を実施する。

(11) 広報・啓発活動

保護者及び地域に対する周知として、PTAの協力を得ること。

保護者等に、いじめの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

① ホームページや広報誌等による啓発の推進

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、学校で策定した「学校基本方針」、いじめに係る相談制度や日常の学校生活の状況等を、ホー

ムページ、学校だより、学年・学級通信、学級・学年懇談会や学校評価結果等により、保護者や学校関係者等に提供し、いじめの防止等に関する理解を深める。

② 情報モラル教育の推進

各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール、SNS等の利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブル等を防ぐため、児童生徒への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る。

(12) 家庭教育力向上への支援体制の推進

学校基本方針に基づきいじめの問題に対する学校の姿勢や取組等を、機会あるごとに保護者に示し、いじめに対する認識や学校と家庭との協働体制に理解を求めるとともに、保護者が、法に規定された保護者の役割等を踏まえ、児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者支援に努める。また、PTAや学校支援ボランティア等、家庭と地域等が連携し開かれた学校づくりを更に推進する。

(13) 保幼（認定こども園を含む。）小中の連携教育

異校種間の教職員の交流や連携により、適時性を踏まえた系統的、継続的な指導を通して、学力の向上と人間関係力の育成に努める。また、地域の人材や資源を活用し、地域社会で児童生徒を育成する取組を推進する。

(14) 学校評価・教職員評価

（学校評価における留意事項）

法第34条 学校の評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

学校評価において、学校基本方針が、自校の実情に応じた実効性のある内容になっているのか、教職員がその内容を十分理解し、共通の実践が図られているのかなどについて、検証し改善を図っていくこと。

年度末には、自校の取組の進捗状況について、自己評価、保護者による評価及び外部評価等を通して、PDCAサイクルの中で検証し、次年度に向けての学校基本方針を定めるように努める。

※ 学校評価において、いじめの防止等のための取組について、以下の内容を評価項目に設定し、その達成状況を評価すること。

- ・ いじめが起きにくい及びいじめを許さない環境づくりに係る取組
- ・ 早期発見及び事案対処のマニュアルの実効性
- ・ 定期的及び必要に応じたアンケート調査
- ・ 個人面談及び保護者面談の実施
- ・ 校内研修の実施など

※ 各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

※ 教職員の、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価される。このことを教職員に周知徹底する。

<未然防止に係る具体的取組（例）>

- いじめ防止に向けて、児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、主体的・自治的な取組を促す。

- 各教科、人権教育、道徳教育、特別活動、体験活動など、学校教育活動全般を通して、児童生徒のいじめを生まない人間関係づくりや集団適応力の向上を指導・推進する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための学校独自の研修の企画、奈良県教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による校内報告会の実施等、学校の実情やいじめの課題に応じた取組を計画し実施する。
- 発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。
- 全県的に実施する「いじめ防止啓発キャンペーン」等において、啓発活動など、児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて、学校独自の取組を実施する。

2 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒からも、いじている児童生徒からも出ていることから、いじめのサインを見逃さないことが求められる。また、いじめ発見のきっかけは、アンケート調査などの取組、本人及び保護者からの訴え、学級担任が発見者等であることから、小さなサインを見逃さず、児童生徒や保護者の訴えを真剣に受け止めることが重要である。

そのため、定期的なアンケートの実施や、日頃から学校生活において児童生徒の観察を丁寧に行うこと、また、必要に応じて面談等を実施し、いじめの早期発見に努めるなど、積極的にいじめを認知することを心がけることが重要である。

(1) 児童生徒への定期的な調査等の実施

(いじめの早期発見のための措置)

法第16条第1項 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

「多様な方法により、いじめ事象を早期に発見しなければならない」との認識に立ち、いじめやいじめの疑いのある状況を認知するための重要な参考資料の一つとするため、定期的にアンケート調査を実施する。

毎年6月及び11月に、全校児童生徒に対し実態把握調査を実施する。また、調査後の対応の仕方、継続的な見守り等の対応計画や体制づくりを推進する。

さらに、学校の状況や児童生徒の状態に応じて、各校独自様式による追加調査を実施し、いじめの早期発見と早期対応に努める。

なお、当該アンケート等の調査書保存期間は、調査実施の年度末から**5年間**とする。

《留意事項》

- ① いじめ事象は、アンケートへの記載の有無のみをもって判断できるものではないことを留意し、全教職員が日常の教育活動の中で、きめ細かな関わりや観察等を通して、いじめの実態を把握するように努める。
- ② 教職員は、アンケートの実施に際し、秘密を厳守するとともに、誰もが楽しい学校にするために、いじめの解決に全力を尽くすためのものであることを伝え、安心して事実を記入できる配慮に努める。
- ③ 実施後の記載内容については、学校対策委員会を中心に、実態把握や対応方針等を検証・検討し、全教職員で情報の共有を行い、組織的な対応を進める。

(2) 学級担任等による日常的な児童等への声かけと観察

児童生徒に最も身近な学級担任や教職員による声かけや観察等を通して、児童生徒のわずかな変化に気付くことができるよう、日頃から児童生徒との関わりを深め、いじめの発見につながる鋭敏な感覚を高める。

(3) 定期的な「教育相談期間」及び「個人面談」の実施

児童生徒が抱える悩みや不安等を把握するとともに、その解消及び解決に向けた手立てを講じるため、定期的な教育相談期間の設定や日々の個人面談を実施する。

面談においては、他の児童生徒が困ったり悩んだりしていることを見聞きしていないか、ということも確認する。

効果的な面談を実施できるようにするため、事前に関係職員やスクールカウンセラーから、児童生徒の情報や面談の在り方等について助言を受けることも効果がある。

(4) 教育相談体制の構築及び通報を受け付けるための窓口の周知

① 児童生徒や保護者が、悩みや不安等について相談できるように、スクールカウンセラーや教職員等への相談申込みの方法を周知する。また、相談内容については、秘密を厳守することを明確にする。

② いじめに係る相談及び通報を受け付ける窓口を学校・学年通信等や学校ホームページ等により周知する。また、学校や教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童生徒、保護者、教職員、町民等への必要な周知を行う。

(5) 「個人別生活カード」の活用と保存

いじめ事案に関して、「個人別生活カード（平成26年4月1日から本運用）」への時系列の記録を活用し、児童生徒の日々の変化を捉え、実効性のある計画的ないじめの早期発見に努めるとともに、継続的かつ効果的にいじめへの対処を行う。

個人別生活カードの保存期間は、当該児童生徒が卒業又は転出した日から3年間を経過するまでとし、その後速やかに廃棄するものとする。

＜留意事項＞

- ① いじめ問題の全ての事案について、対応の経過に関する記録を残し、全ての教職員が確認できるように保管する必要がある。
- ② 被害児童生徒及び加害児童等の保護者等に、学校としての対応経過を正確に説明できるようにしなければならない。
- ③ 記録には、5W1Hが明確になるように、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのように対応したのか、児童生徒はどのように話したのか」等が明記されており、説明責任が果たせるような配慮が必要である。

(6) 学校対策委員会によるいじめの認知の徹底

学校全体で情報を共有し、組織的な対応を行うために中核となるのが学校対策委員会である。いじめを認知する基本は以下のように行うことが求められる。

- ① 全ての教職員が、「いじめ」や「いじめの疑いがある状況」の全てを迅速に学校対策委員会に報告する。
- ② 学校対策委員会は、校長の指示の下に、報告のあった全ての事案に対する事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、学校対策委員会の協議結果に基づき、役割分担等を行い、いじめ事案の詳細を確認するとともに、その結果を学校対策委員会に報告する。
- ④ 学校対策委員会は、報告された状況について、いじめの定義を踏まえ、いじめであるかどうかを判断する。

《留意事項》

- ① いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートや、学校対策委員会による対応等、組織的な情報集約化のための基本となる報告の流れをマニュアル化し、周知しておく。
例えば、気になる児童生徒の様子について委員会に報告する場合、委員の誰かに報告し、その委員が管理職に伝えた後、委員会で情報の伝達を行う、又は、学年主任等とともに管理職に報告し、管理職が委員会を招集し、情報の伝達を行うなど、各校で報告の基本となる流れを事前に決めておくことが大切である。
- ② 報告内容や校長からの指示内容等を「記録」する方法を明確にしておく必要がある。
- ③ 学校対策委員会が、いじめを認知するに当たっては、一人一人の児童生徒の状況から、「この児童生徒は苦痛に感じているのではないか」等というきめ細かな視点から判断する。
- ④ 行為を受けた児童生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。
- ⑤ 軽微と考えられるいじめについては、マニュアルの手続きを簡略化し、学級担任等が対応後に報告することや、上記の③及び④については、状況に応じて、校長が報告者である学級担任に直接対応を指示するなど、臨機応変な対応が必要となる場合もある。

(7) 連携の推進

- ① 学校、家庭、地域等が組織的に連携する体制の構築
多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体、学校と家庭、地域等が組織的に連携する体制を構築する。
- ② 学校間相互の連携
いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校間相互の連携協力体制を構築する。
- ③ 関係機関等との連携
いじめの防止等の対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域等との連携の強化、その他必要な体制を構築する。
- ④ 小学校と保育園・幼稚園・認定こども園等との連携
本格的に集団生活を体験するこの時期の人間関係情報を共有することにより、小学校における児童理解やいじめの対処等に係る適切な判断材料にもなり得ることなどを鑑み、連携及び支援を推進する。

3 いじめへの対処

いじめの兆候を発見又は認知した場合は、これを軽視することなく、特定の教員が抱え込むことなく、初期段階から迅速かつ適切に「学校対策委員会」を中核にして組織的に取り組み、早期に適切な対応をすることが重要である。

いじめを認知した学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、奈良県こども家庭相談センターや警察等の関係機関とも連携の上、対処することが必要である。

＜留意事項＞

1 正確な事実確認

- ① 当事者双方及び周りの児童等から個々に聴き取りを行い、詳細に記録をとる。
- ② 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に確認する。

2 指導体制や指導方針の決定

- ① 指導のねらいを明確にする。
- ② 全教職員の共通理解を図る。
- ③ 対応教職員の役割分担を行う。
- ④ 教育委員会及び関係機関等との連携を図る。

3 児童生徒への指導及び支援

- ① 被害児童生徒及び情報を提供した児童生徒を保護し、最後まで絶対に守るという姿勢を示し不安等を取り除く。
- ② 加害児童生徒に、相手の苦しみや痛み等に思いを寄せる指導を十分に行い、いじめはいのちに関わり、人間として最低の行為であり、決して許されるべき行為ではない、という毅然とした指導を行い、当該児童生徒の背景を十分に理解するとともに、成長に結び付くような働きかけを行う。
- ③ 周囲の児童生徒には、いじめの傍観者にならないよう指導する。また、正義感をもって行動した児童生徒が次のいじめの対象になることがないように留意し、再発防止に向け、継続して観察等を絶やさず対応に努める。
- ④ 被害児童生徒と加害児童等との関係修復の場を設定する。

4 保護者との連携

- ① 直接面会の上、確認した具体的な事実内容を伝え、対応策を話し合う。
- ② 協力を求め、学校との連携方法を確認し合う。
- ③ 保護者に、指導方針と具体策を提示し、家庭内での指導を依頼し、再発防止への協力を要請する。

この場合、親が我が子への叱責をするのではなく、我が子に寄り添いながら愛情を基盤に語りかけること、またストレス等の原因を取り除く対応をスクールカウンセラー等と相談しながら見守るなどを示唆する。

5 事後対応

- ① 教育委員会やスクールカウンセラー等の相談を通じて、被害児童生徒の心のケアを図り、児童生徒の不安感がなくなるまで、継続した見守り活動を行う。
- ② いじめ事案を検証の上で心の教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに、誰もが大切にされる学級、学年、学校経営を行っていく。
- ③ 関係児童等の保護者を交えた関係修復に向けて取り組む。
- ④ 加害児童生徒の状況に応じ、適切な関係機関等との連携を進める。
- ⑤ いじめが解消したと思われる場合でも、解消したと即断せず継続的に経過観察を行い、再発防止に努める。保護者には事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。

6 教育委員会との連携

- ① いじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。
- ② 教育委員会と連携の下、管理職が中心となって組織的に対応し、解決に当たる。

4 家庭や地域との連携

(1) 家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。保護者は児童生徒の教育について第一義的責任を有するも

のであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化を図ることが重要である。

定期の家庭訪問や問題行動への対応のための家庭訪問だけではなく、日常的な家庭訪問に努め、保護者理解を深め、場合によっては保護者ケアに努めるなど、きめ細かな配慮が重要である。

＜具体的取組（例）＞

- P T A等との共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット（SNS）利用などに関する説明会・研修会を企画、実施する。
- 学校基本方針等について、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携する。
- 家庭訪問時には、事前にスクールカウンセラー等からの指導助言等を得て、個別の保護者支援等を行うことも効果的である。

(2) 地域との連携

児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組などへの参加を促すことも有効である。

＜具体的取組（例）＞

- 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における諸会議等で紹介するなど、広報・啓発に努める。
- 学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業に基づき、地域の実情に応じて計画した各種事業に、児童生徒が積極的に参加することにより、異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を設定する。
- 児童福祉や青少年の健全育成に携わる地域関係者との定期的な会合や地域行事等を通して、いじめ等に関する情報の入手に努める。

5 関係機関等との連携

児童生徒の日常生活において、いじめのない健全な育成を図っていくためには、児童生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。

また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、関係機関等（警察、奈良県こども家庭相談センター、医療機関、法務局等）との速やかな連携が図れるよう関係づくりに取り組む。

関係機関等とは、いじめへの対応に協力を得るために、日頃から連携を密にするとともに、各関係機関等の役割や機能を理解し、積極的な情報交換を行う。

いじめの事実を確認した場合は、教育委員会に報告し、学校内だけでは解決が困難な場合等、教育委員会と連携して必要な措置を講じる。

＜具体的取組（例）＞

- 学校内だけでは解決が困難な事案については、学校と教育委員会が連携し、迅速かつ的確な初期対応を行う。
- 教育委員会が中心となり、関係各課等と連携を図る。また、奈良県教育委員会生徒指導支援室との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の派遣要請をするなど、的確な対応を図る。
- 警察との連携は、児童生徒の健全育成に関する「学校・警察連絡制度」に基づき、原則として学校管理職が警察担当者と情報共有する。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案が発生した場合には、早期に警察に相談し、連携して対応する。

※ 警察との連携が必要な場合

- ・ 重大ないじめ問題や児童虐待等に関する場合
- ・ 警察の専門的な知識が支援に効果がある場合
- ・ 警察による保護や安全確保が必要と判断される場合
- ・ 児童生徒の心身に重大な影響を及ぼす恐れがある場合
- ・ 犯罪の被害者になるおそれのある場合
- ・ 大きな事件に巻き込まれそうになっている場合 など

これらの連携により、早期解決や関係児童生徒の規範意識の醸成及び立ち直りや再犯の防止が図られるなどの効果がある。

- いじめの被害児童生徒の外傷及び心的外傷が認められる場合は、積極的に学校医や医療機関との連携を行う。
- 奈良県こども家庭相談センターでは、専門の相談員や心理職等の専門家が、いじめや非行等、様々な相談に応じていることから、連携して対応する。

II その他

学校は、連絡協議会が示す提言等に基づく学校基本方針の見直しなどを踏まえるとともに、いじめの防止等の取組について、学校対策委員会を中心に取組の進捗状況等を恒常的に評価・検証・改善しながら、いじめの防止対策を積極的に推進するよう努めることとする。

なお、学校基本方針の内容に変更があった場合は、教育委員会に報告するとともに、広陵町広報誌やホームページ等を活用し、広く周知することとする。